

岩手県告示第688号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり特定大規模集客施設を新設する旨届出があった。

平成29年9月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 届出事項の概要

(1) 特定大規模集客施設の設置をする者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

ア(ア) 設置をする者の名称 株式会社ベルジョイス

(イ) 設置をする者の住所 岩手県盛岡市東安庭二丁目1番30号

(ウ) 法人の代表者の氏名 澤田 司

イ(ア) 設置をする者の名称 中道リース株式会社

(イ) 設置をする者の住所 北海道札幌市中央区北一条東三丁目3番地

(ウ) 法人の代表者の氏名 関 寛

ウ(ア) 設置をする者の名称 株式会社コメリ

(イ) 設置をする者の住所 新潟県新潟市南区清水4501番地1

(ウ) 法人の代表者の氏名 捧 雄一郎

(2) 特定大規模集客施設の名称 雫石ショッピングモール

(3) 新設予定地の所在地及びその敷地の面積

ア 所在地 雫石町千刈田地内 計19筆

イ 敷地面積 28,044平方メートル

(4) 特定大規模集客施設の用途 店舗（スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、ほか）

(5) 特定大規模集客施設の床面積の合計 9,675平方メートル

(6) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積 9,675平方メートル

(7) 新設予定地の用途地域 白地地域

(8) 新設予定地の開発行為の着手予定日 平成30年3月1日

(9) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の新築の着手予定日 平成30年3月1日

(10) 特定大規模集客施設において営業を開始する予定日 平成30年10月1日

(11) 特定大規模集客施設の1日当たりの平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域

ア 利用者の人数の見込み 1日当たり5,739人

イ 集客予定区域 新設予定地から半径3キロメートルの圏内（雫石町の中心を包含する大きさを予定）

2 届出年月日 平成29年9月8日

3 関係書類の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成29年9月22日から同年11月22日まで

(2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び盛岡広域振興局経営企画部並びに盛岡市役所、花巻市役所、八幡平市役所、滝沢市役所、雫石町役場、紫波町役場、矢巾町役場及び西和賀町役場

4 その他 この届出に関して、条例第7条第1項の規定により、隣接市町村に準ずる市町村の指定を申請しようとする市町村は、平成29年9月29日までに準隣接市町村指定申請書を岩手県商工労働観光部経営支援課に提出すること。